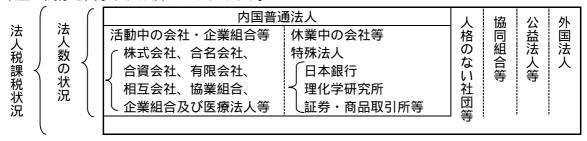
4 法 人 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に終了した事業年度分についての法人 税課税状況及び法人数から成っている。法人税課税状況と法人数は、全数調査により調査集計した。 「4-1課税状況」は、すべての種類の法人について示してあるが、「4-2法人数」は内国普通法 人だけを業種別、資本金階級別等に示したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



2 用語の説明

(1)法人の種類および課税の範囲

イ 内国法人……国内に本店 又は主たる事 務所を有する 法人をいう。

税の納税義務を有しない。(例、国民生活金 融公庫、住宅金融公庫、地方公共団体、日 本道路公団、日本放送協会、日本貿易振興 会) 公益法人等.....法人税法別表第二に該当する法人 = その 法人の所得のうち収益事業から生じた所得 についてのみ課税される。(例、宇宙開発事 業団、小型自動車競走会、社会福祉法人、 宗教法人、学校法人、商工会議所、農業共 済組合) 協同組合等.....法人税法別表第三に該当する法人=課税 の範囲について特例はないが、普通法人に 比べ適用される税率が低い。(例、農業協同 組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、 森林組合) 人格のない社団等.....法人でない社団又は財団で代表者又は管 理人の定めがあるもの = 収益事業から生じ た所得についてのみ課税される。 普通法人.....上記以外の法人=課税の範囲について特

公共法人.....法人税法別表第一に該当する法人=法人

例はない。

ロ 外国法人……内国法人以外の法人 = 日本国内に源泉のある所得について課税される。

- (2)事業年度......法人の決算期間のことをいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)の法人と、 年2回決算(決算期間6か月)の法人がある。
- (3)資本金.....事業年度末(年2回決算の会社では下期の決算期)の払込済資本金額であり、 資本積立金額は含まない。

3 法人税の税率

(1) 各事業年度の所得及び清算所得に対する税率

区分	各事業年度の所得に対する税率							清算所得に 対する税額		
	普	通	法	人						
	基本税率		中小法人の 軽減税率		協同組合等		公 益 法人等	普 法 人	通 人	協 同組合等
	留保分	配当分	留保分	配当分	留保分	配当分				
平成2年4月1日以降 開始の事業年度	37.5%		28%		27% (30%)		27%	33%		24.8%
平成10年4月1日以降 開始の事業年度	34.5%		25%		25% (30%)		25%	30.7%		23.1%
平成11年4月1日以降 開始の事業年度	30%		22%		22% (26%)		22%	27.1%		20.5%

- (注) 1 各事業年度の所得に対する税率のうち、普通法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円 以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される。
 - 2 協同組合等の()書きの税率は、特定の協同組合等の所得のうち10億円を超える分のものである。

(2)退職年金等積立金に対する税率

(注)平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、租税特別措置法第68条の4により、法人税を課さないこととされています。

(3) 同族会社の留保金に対する特別税率

各事業年度の留保所得金額から、 資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、 所得等の金額の35%相当額、 年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額